

第三十七号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

第十五条の四第一号中「百分の七・八〇」を「百分の七・六七」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・三六」を「百分の二・四三」に改め、同条第二号中「一万三千二百円」を「一万三千五百円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・〇四」を「百分の二・四三」に、「百分の五十三」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「一万六千五百円」を「一万七千四百円」に、「百分の四十七」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の二第一号中「地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十

四條の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得について同條第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四條の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に改め、同号口中「九千二百四十円」を「九千四百五十円」に改め、同号ハ中「一万五千五百十円」を「一万二千百八十円」に改め、同條第二号中「地方税法第三百十四條の二第二項に規定する金額」を「地方税法第三百十四條の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号口中「六千六百元」を「六千七百五十円」に改め、同號ハ中「八千二百五十円」を「八千七百円」に改め、同條第三号中「地方税法第三百十四條の二第二項に規定する金額」を「地方税法第三百十四條の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号口中「二千六百四

十円」を「二千七百元」に改め、同号ハ中「三千三百円」を「三千四百八十円」に改める。

付則第三条中「とする」を「と」、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする」に改める。

付則第七条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十五条、第十五条の四、第十五条の十二、第十六条の四、第十九条の二及び付則第三条の規定は、令和三年度以後の年度分の保険料について適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明)

基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の改正に伴い、低所得者に対する保険料均等割の軽減の対象となる世帯の所得基準額を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。